

高等学校等専攻科修了証明書

(独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構)

氏 名		生年 月 日	昭和・平成 年 月 日
-----	--	-----------	-------------

上記の者は、下記の課程を修了したことを証明します。

記

学 校 ・ 学 科 名	学校		科		
	※以下の該当する□欄のいずれかに レ 印を記入してください。 上記の課程は上記の者が修了した当時、学校教育法第 58 条の 2 に規定 (又は、規定を準用)する、				
	☐	高等学校の専攻科			
	☐	中等教育学校の後期課程の専攻科			
	☐	特別支援学校の高等部の専攻科			
	であり、次の文部科学大臣が定める基準を満たしている課程である。				
	☐	高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 63 号)			
☐	特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準(平成 28 年文部科学省告示第 64 号)				
専 攻 科 設 置 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 設 置				
入学・修了 年 月 日	昭和・平成 年 月 日 入 学	修業 年限	☐	全日制	年
	昭和・平成 年 月 日 修 了		☐	定時制	
			☐	通信制	

年 月 日

学校所在地
学 校 名
学 校 長 名

印

証明書発行担当者様へ

本証明書及び別紙チェックリストは、高等学校等専攻科を修了された方が、当機構に学士の学位授与申請をする際に必要となる様式です。平成 28 年文部科学省告示第 63 号(または第 64 号)を確認し、証明書が発行可能である場合、必要事項を記入し、学校印を押したうえで、請求者に発行してください。

<参考>

○高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の概要（全日制の場合）

【修業年限】 2 年以上

（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 100 条の 2 第 1 号）

【修了要件】 6 2 単位以上

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

※ 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- ③ 1 の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、上の①、②に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

【教員組織】 専攻科の全日制の課程における教員の数は、（文部科学省告示の）別表第 1 に定める数以上とすること。

教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専攻科における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下同じ。）でなければならないこと。ただし、当該専任の教員の数は 3 人を下ることができないこと。

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

【施設】 専攻科を置く高等学校の校舎には、当該専攻科の目的、生徒数、課程又は学科に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する教室その他必要な附帯施設を備えなければならないこと。

専攻科を置く高等学校は、当該専攻科の目的に応じ、専ら当該専攻科の授業の用に供する実習場その他の必要な施設を確保しなければならないこと。

（平成 28 年文部科学省告示第 63 号）

※「高等学校等専攻科修了証明書」及び別紙チェックリストの様式は、当機構のウェブサイトからダウンロードできます。

【ダウンロードの方法】

ア 機構のホームページにアクセスする。

イ 「学位の授与」→「学位授与申請に関する各種様式」を順にクリックする。

ウ イでクリックした後の画面をスクロールして、必要な様式をダウンロードする。

これらの様式のファイルは、W o r d ・ P D F の 2 種類があります。

【問合せ先】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構管理部学位審査課

TEL：042-307-1550

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00（土・日曜、祝日、年末年始を除く）